

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【公開番号】特開2012-175705(P2012-175705A)

【公開日】平成24年9月10日(2012.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-036

【出願番号】特願2012-30024(P2012-30024)

【国際特許分類】

H 04 Q 9/00 (2006.01)

G 06 K 19/00 (2006.01)

G 06 K 19/07 (2006.01)

【F I】

H 04 Q 9/00 3 1 1 J

G 06 K 19/00 Q

G 06 K 19/00 J

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月4日(2015.2.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メータ基盤(10)内に配置されたカード制御可能デバイス(50)内で使用するためのスマートカード(22)であって、

プログラムコードを格納および実行できる計算プラットフォーム(24)と、前記計算プラットフォーム(24)上で実行されることが可能なプログラムコードを有する複数のアプリケーションプログラム(32)であって、前記複数のアプリケーションプログラム(32)のそれぞれが、前記スマートカード(22)が挿入されるカード制御可能デバイス(50)の一態様を制御するように実装される、アプリケーションプログラムのセット(32)とを含み、

各アプリケーションプログラムが、エネルギー使用の計測、収集、及び分析を行い、メータインターフェースにより公共料金メータ(12)と対話する前記カード制御可能デバイス(50)に付与された所定の機能を実行する、

スマートカード(22)。

【請求項2】

前記アプリケーションプログラムのセット(32)が、公共料金メータ(12)から収集されているデータを管理および処理するためのハードウェア制御モジュール(40)を含む、請求項1記載のスマートカード(22)。

【請求項3】

前記アプリケーションプログラムのセット(32)が、前記関連カード制御可能デバイス(50)とネットワークとの間の通信を管理するための通信モジュール(34)を含む、請求項1または2に記載のスマートカード(22)。

【請求項4】

前記アプリケーションプログラムのセット(32)が、前記関連カード制御可能デバイス(50)内でもしくは前記関連カード制御可能デバイス(50)によって収集、処理、または通信されているデータに関するセキュリティプロトコルを確立するためのセキュリテ

イモジュール(38)を含む、請求項1乃至3のいずれかに記載のスマートカード(22)。

【請求項5】

前記アプリケーションプログラムのセット(32)が、前記関連カード制御可能デバイス(50)をアクティブ化して、加入者情報を維持するためのアクティベーション／加入者情報モジュール(36)を含む、請求項1乃至4のいずれかに記載のスマートカード(22)。

【請求項6】

前記アプリケーションプログラムのセット(32)が、前記関連カード制御可能デバイス(50)で発生するエラーを処理して、前記スマートカード(22)内の前記アプリケーションプログラムのセット(32)に対する更新を提供するための保守モジュール(42)を含む、請求項1乃至5のいずれかに記載のスマートカード(22)。

【請求項7】

複数のスマートデバイスを含む高性能メータ基盤(10)(AMI(10))であって、それぞれのスマートデバイスが、取外し可能スマートカード(22a～f)によって制御されるように適応されており、それぞれの取外し可能スマートカード(22a～f)が、プログラムコードを格納および実行できる計算プラットフォーム(24)と、

前記計算プラットフォーム(24)上で実行されることが可能なプログラムコードを有する複数のアプリケーションプログラム(32)であって、前記複数のアプリケーションプログラム(32)のそれぞれが、前記取外し可能スマートカード(22a～f)が挿入される関連スマートデバイスの一態様を制御するように実装される、アプリケーションプログラムのセット(32)とを含み、

各アプリケーションプログラムが、エネルギー使用の計測、収集、及び分析を行い、前記AMIにより公共料金メータ(12)と対話する前記関連スマートデバイスに付与された所定の機能を実行する、

高性能メータ基盤(10)(AMI(10))。

【請求項8】

前記アプリケーションプログラムのセット(32)が、前記関連スマートデバイスから収集されているデータを管理および処理するためのハードウェア制御モジュール(40)を含む、請求項7記載のAMI(10)。

【請求項9】

前記アプリケーションプログラムのセット(32)が、前記関連スマートデバイスとネットワークとの間の通信を管理するための通信モジュール(34)を含む、請求項7または8に記載のAMI(10)。

【請求項10】

前記アプリケーションプログラムのセット(32)が、前記関連スマートデバイス内でもしくは前記関連スマートデバイスによって収集、処理、または通信されているデータに関するセキュリティプロトコルを確立するためのセキュリティモジュール(36)を含む、請求項7乃至9のいずれかに記載のAMI(10)。